二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県蒲生郡日野町大字熊野字滝山一の五六（国有林）、一、一の一から一の五二まで、一の五四、一の五五、字東山七九の二・八六の一から八六の二一まで（以上五筆国有林）、七八、七八の一、七八の二、七九の一、八六、八六の一から八六の一七まで、字平ケ坂八二の二・八四の二・八五（以上三筆国有林）、八〇、八一、八二の一、八四の一、字北山六八の二・七六の二・七七の三（以上三筆国有林）、二から六まで、六八の一、六九、七二から七五まで、七六の一、七七の一、七七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内生谷西沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県黒部市内生谷
二七一番　一号及び十号
一〇二番　九号
字大杉谷　九番四　二号
八番一　三号
五番　四号
六番六　五号及び六号
七番一　七号
七番二　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下大谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成十五年国土交通省告示第七十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県南砺市利賀村上百瀬
四一〇番　二号
四六番　三号
二三五番　十一号
二四〇番　十二号
二九番一　地先河川敷　十三号
字西山　一〇一番　四号
一〇三番　五号及び六号
七八五番四　七号
七七九番二　八号
字中村　二一五番一　地先河川敷　一号
二五四番　九号
一五三番　十号

○国土交通省告示第五百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石生谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町苔縄
字石生谷　九四三番六一　一号及び二号
九四三番四一　三号
九四三番四　四号
九四三番六　五号
九四三番八　六号
九四三番二九　七号、八号及び十号
九四三番三七　九号及び十一号
九四三番三八　十二号及び十三号
九四三番三九　十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
椎谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県豊岡市法花寺
字有ケ谷　二〇七番二
二〇九番二
字椎谷　二一一番二
二一一番三及び二一一番四
二一八番二
二一九番二
二二〇番二
二二一番二
二四〇番二
二四一番
二四三番から二四六番まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市青垣町小倉
字南　四四六番二
四四七番二
四四八番二
四四九番二
四五〇番二
四五一番五
四五一番七
四五二番二及び四五二番三
四五三番二
四五三番四
四五三番六
四五三番八
四五四番二及び四五四番三
四五五番二
四五七番二
四五八番
字森上山　二〇八三番一
二〇八三番三及び二〇八三番四
二〇八四番
二〇八八番二
二〇八九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市青垣町小倉
字森上山　二〇八三番二　一号から三号まで
二〇八八番一　四号から十八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葛原谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市市島町上鴨阪
字高尾　一〇二五番一　一号及び十六号
一〇二一番　二号及び三号
字葛原　二一七七番一　四号から十号まで
二一七〇番　十一号及び十二号
二一六九番　十三号及び十四号
二一六八番　十五号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
徳尾谷上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
兵庫県丹波市市島町徳尾
字寺奥　二二二二番二
字立會山　二二二四番一二